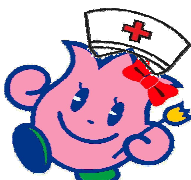


子ども医療費助成 のお知らせ



平成29年
4月1日
から

福祉医療費請求書(ピンクの紙)
を使用できる医療機関の区域
が拡大されます

	対象年齢	平成29年3月31日まで	平成29年4月1日から
福祉医療費請求書(ピンクの紙)が使える区域	0歳	富山県内 →	富山県内(変更なし)
	1歳 ～ 中学3年生 	砺波市内 →	砺波市内 高岡市内 射水市内 氷見市内 小矢部市内 南砺市内

☆平成29年3月31日以前に発行した福祉医療費請求書(ピンクの紙)でも高岡市、射水市、氷見市、小矢部市、南砺市の医療機関で使用することができます。

☆福祉医療費請求書(ピンクの紙)を使用しないで受診した場合は、医療機関でいったん医療費の自己負担額を支払い、その後で市に償還払いの請求をしてください。

砺波市こども課 児童家庭係
TEL 33-1111(内372)